備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第三百十一号

李在明大韓民国大統領来日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年八月二十日

外務大臣　岩屋　毅

一　総理官邸周辺地域

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
地域	東京都千代田区	霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目
	東京都港区	赤坂一丁目（一番から六番まで、八番及び九番）、赤坂二丁目（一番から十番まで）、赤坂三丁目（一番から八番まで）、虎ノ門二丁目（一番及び二番）
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　東京国際空港周辺地域

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
地域	東京都大田区	羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　帝国ホテル周辺地域

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
地域	東京都千代田区	内幸町一丁目、内幸町二丁目、霞が関一丁目（一番から四番まで）、有楽町一丁目、有楽町二丁目（一番から五番まで）、日比谷公園
	東京都中央区	銀座五丁目（一番から六番まで）、銀座六丁目（二番から八番まで）、銀座七丁目（二番から七番まで）、銀座八丁目（二番から七番まで）
	東京都港区	新橋一丁目（一番から五番まで及び九番から十八番まで）、虎ノ門一丁目（一番）、西新橋一丁目（一番から六番まで）

		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

四　在京大韓民国大使館周辺地域

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
地域	東京都港区	南麻布一丁目、南麻布二丁目（一番から六番まで及び八番から十五番まで）、南麻布三丁目、南麻布五丁目（六番）、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目（十二番及び十三番）、麻布十番二丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。